

新型コロナウイルス等面会制限判定基準

面会レベル	判断基準	面会場所	人 数	面会時間	事前予約	共 通	インフルエンザ警戒の参考値	
面会制限レベル0	全国的に感染の流行がない状況	自 室	制限なし	1 回 1 時間以内	必 要	・ 事務所窓口にて「面会等来館者確認」の記入 ・ 検温、手指消毒、マスクの着用 ・ 入所者、面会者の体調不良（発熱、下痢、嘔吐、悪寒など）の 場合は面会禁止 ・ 面会時間基本10：00～12：00／14：00～16：00としますが、時間についてはご相談ください。		
面会制限レベル1	全国的な感染が確認され、感染拡大が懸念されている状況	自 室	3名まで	1 回 30分以内	必 要		注意を要するレベル	10
面会制限レベル2	県内及び大崎管内の感染がまん延している状況	相談室	3名まで	1回 15分以内	必 要		警戒を要するレベル	30
面会制限レベル3	ユニット利用者で感染症が確認された状況	面会禁止				※令和7年6～7月は基本レベル1で開始し、8月から本格的に実施する。		
	・ 発生していないユニットについては、レベル2に準じて対応。 ・ 看取りなど、施設が面会の必要と判断した方のみ、自室での面会が可能。							

※レベルの判断は、基本毎週木曜日発表「宮城県感染症発生動向調査報週報（速報）」インフルエンザ警戒の参考値を基準に判断する。